

## 序章 都市計画マスタープランとは

### 1．策定の背景と目的

「都市計画マスタープラン」とは、平成4年の都市計画法の改正により創設された制度に基づいて策定されるもので、市町村が自ら定める「都市計画に関する基本的な方針」のことです。

また、平成12年には、都市計画法制定後30年以上が経過して、我が国が急速に都市化が拡大する「都市化社会」から、安定・成熟した「都市型社会」へと変化し、「都市型社会」にふさわしい都市計画制度の見直しが求められるようになったことを受けた法改正が行われました。この改正では、従来線引き都市にのみ定めていた「整備、開発又は保全の方針」に替えて、全ての都市計画区域について「整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を県が定めることとなりました。

小城市では、現在2つの都市計画区域（小城都市計画区域及び牛津都市計画区域）を有しており、それぞれ平成16年3月に都市計画区域マスタープランが定められています（都市計画マスタープランは、平成13年3月に旧牛津町のみ策定されています）。

こうしたなか、我が国の人口がピークを迎え、本格的な人口減少社会・少子超高齢社会への対応が待たないとなっており、国においては、従来の都市の拡大成長を前提としたまちづくりから、既存の社会資本のストックを有効に活用しつつ、都市機能を集約した“集約型のまちづくり”への転換を図るべく、平成18年5月に都市計画法の改正を行いました。

このような流れを受けて、佐賀県においても、地域全体の活力と秩序を維持する集約型のまちづくりに向けて、「人口減少・超高齢社会に対応した佐賀県に適した都市のあり方（基本方針）」を平成19年3月に決めました。

小城市では、平成19年3月に、総合的なまちづくりの指針となる「小城市総合計画」を策定して新市のまちづくりを進めていますが、主として都市計画の分野において市民の意見を反映させながら、本市の実情に適した集約型のまちづくりを実現していくことを目的として、このたび『小城市都市計画マスタープラン』を策定することとなりました。

### 2．役割と位置づけ

『小城市都市計画マスタープラン』は、次のような役割を担っています。

小城市の将来都市像やまち（都市）づくりの目標を明確にします  
小城市が定める都市計画の基本的な方針となります

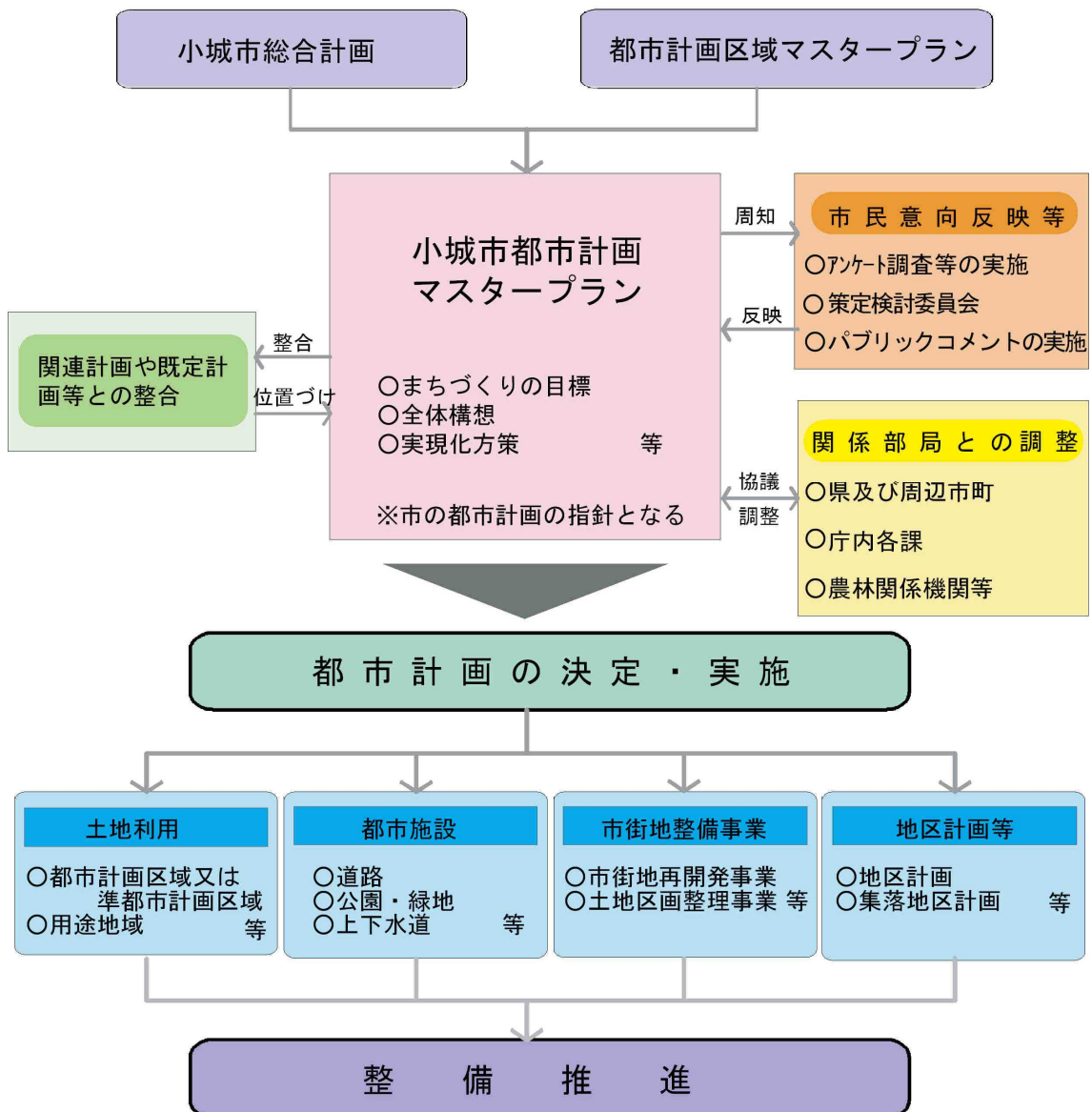
土地利用や都市施設整備など個別の都市計画の相互調整を図ります  
 都市計画に対する市民の関心と理解を深め、協働のまちづくりの基盤を固めます

『小城市都市計画マスタープラン』は、都市計画法第18条の2に位置づけられた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、また、「小城市総合計画」や県が定める「都市計画区域マスタープラン」に即して定める必要があります。

また、関係機関、各種計画などとの整合を図るとともに、市民の意向を反映させることが必要となります。

『小城市都市計画マスタープラン』の策定後、これに定められた方針に従って具体的な計画、事業化を行い、まち（都市）づくりを推進していくこととなります。

小城市都市計画マスタープランの位置づけ



### 3 . 構成と計画対象

『小城市都市計画マスタープラン』は、次のような構成と計画対象となります。

『小城市都市計画マスタープラン』は3編で構成されます

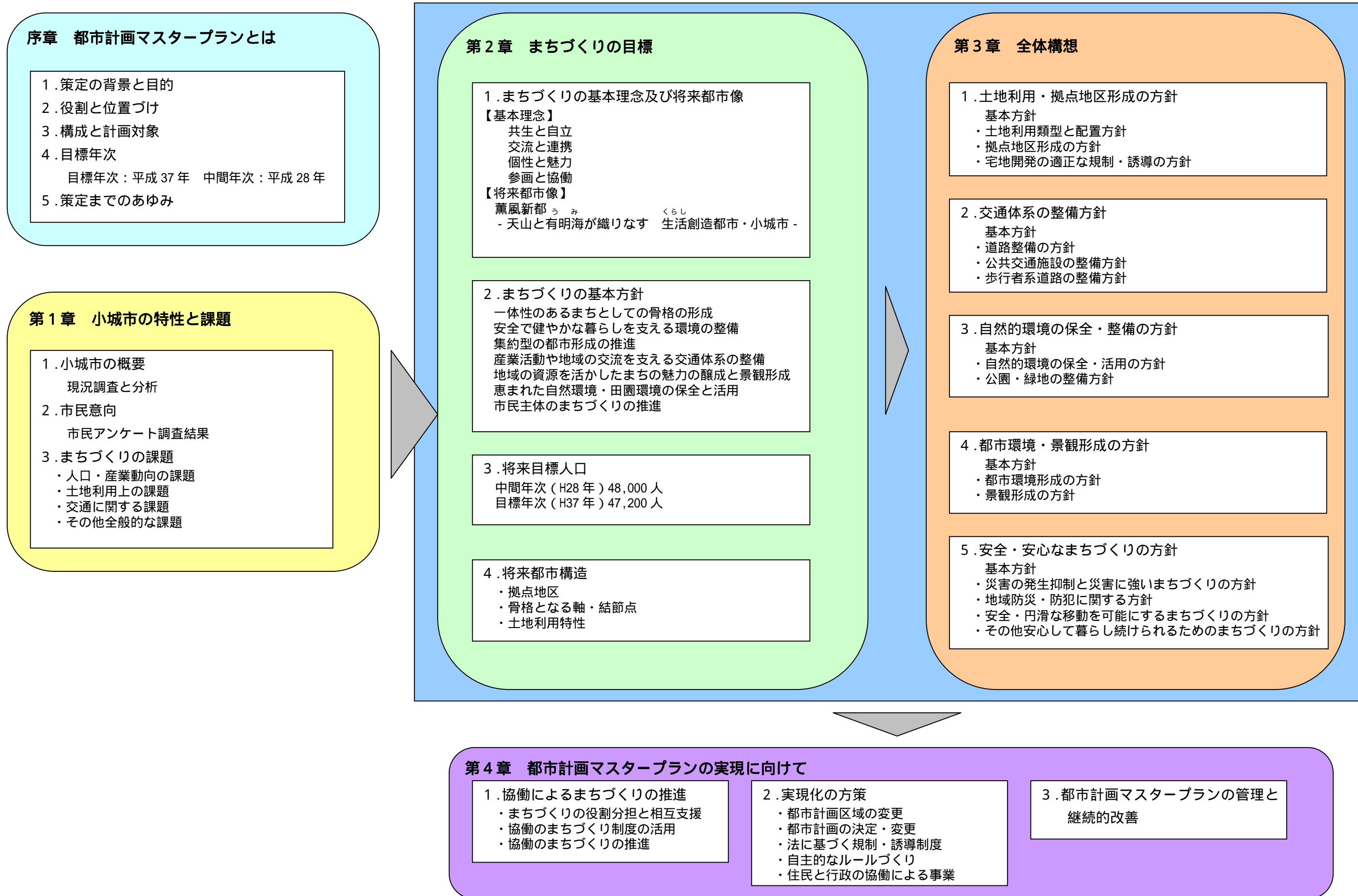
『小城市都市計画マスタープラン』は、大きく分けて「まちづくりの目標」「全体構想」「計画の実現に向けて」の3編で構成されます。

なお、計画策定後に必要に応じて、市域をいくつかの地域に区分し、住民の日常生活に密着した地域レベルのまちづくりの方針を定める「地域別構想」の策定も検討します。

計画対象は小城市全域です

『小城市都市計画マスタープラン』は、新市全体のバランス良いまちづくりを目指し、また将来の都市計画区域の再編も見越して、小城市全体を対象範囲とします。

小城市都市計画マスタープランの構成



## 4 . 目標年次

計画の目標年次は概ね20年後です

『小城市都市計画マスタープラン』は、長期的視野からのまちづくりの方針を定めることが求められていることから、目標年次を概ね20年後とします。

また、小城市総合計画の目標年次である、おおよそ10年後を中間年次とします。

ただし、上位計画である小城市総合計画等の見直し、その他社会・経済情勢の変化などが生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

## 5 . 策定までのあゆみ

### (1) 策定体制

『小城市都市計画マスタープラン』の策定にあたっては、専門的な視野から議論し、意見を述べてもらうため、市民及び識見を有する者などを構成員とする「小城市都市計画マスタープラン策定検討委員会」を設置し、5回にわたる会議を重ねました。

また庁内においては、策定に必要な調整や協議を行うため、市長を本部長とし関係部長級以上の職員を構成員とする「小城市まちづくり推進本部」を設置するとともに、その下部組織として「都市計画検討部会」及び「土地利用検討部会」を設置し、検討を重ねました。

### (2) 市民意向の反映

計画の策定においては、計画に市民の意向を反映するため、平成19年9月に、満18歳以上の市民1,500人を対象としたアンケート調査を実施しました。

また、都市計画マスタープランの案は、平成20年5月に市役所や市のホームページなどで公表し、それに対する市民の意見を伺う「パブリックコメント」を実施しました。